

大分県報

平成二十八年
号外（二五）
三月三十日

（水曜日）

目次

教育委員会規則

大分県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則等の一部改正……………一

告示

大分県情報センター等設置運営要綱の一部改正……………二

県議会議長告示

大分県議会が管理する公文書の公開等に関する規程の一部改正……………二

大分県議会が保有する個人情報保護等に関する規程の一部改正……………二

労働委員会告示

大分県労働委員会が管理する公文書の公開等に関する規程の一部改正……………三

大分県労働委員会が保有する個人情報保護等に関する規程の一部改正……………三

訓令

大分県法制審議会規程の一部改正……………三

訓令甲・労働委員会訓令

大分県労働委員会事務局事務決裁規程の一部改正……………三

○教育委員会規則

大分県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十八年三月三十日

大分県教育委員会

大分県教育委員会規則第六号

大分県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理

させる規則等の一部を改正する規則

（大分県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則の一部改正）

第一条 大分県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則（昭和三十五年大分県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条 第一項第十四号中、「異議申立て」を削る。

（大分県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に専決させる規則の一部改正）

第二条 大分県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に専決させる規則（昭和三十五年大分県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第一条第六号中、「審査請求及び異議申立て」を「及び審査請求」に改める。

（大分県教育委員会が管理する公文書の公開等に関する規則の一部改正）

第三条 大分県教育委員会が管理する公文書の公開等に関する規則（平成十三年大分県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第三号様式、第四号様式及び第九号様式中「60日」を「3箇月」と、「異議申立て」を「審査請求」と、「対する決定」を「対する裁決」と改める。

第十一号様式中「公開決定等」の次に「又は不作為」を加え、「不服申立て」を「審査請求」と、「第16条」を「第16条第1項」と改める。

（大分県教育委員会が保有する個人情報保護等に関する規則の一部改正）

第四条 大分県教育委員会が保有する個人情報保護等に関する規則（平成十四年大分県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第四号様式、第五号様式、第九号様式、第十二号様式及び第十六号様式中「60日」を「3箇月」と、「異議申立て」を「審査請求」と、「対する決定」を「対する裁決」と改める。

「開示決定等」を「開示決定等」と改める。
「訂正決定等」を「訂正決定等」と改める。
「利用停止等決定等」を「利用停止等決定等」と改める。
「審査請求」を「第29条」及び「第29条第1項」と改める。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

○ 告 示

大分県告示第二百六号

大分県情報センター等設置運営要綱(昭和六十三年大分県告示千八十八号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第四条第一項第一号口中「開示等」の下に「並びに審査請求に係る意見書又は資料の写しの求め」を加え、同号八中「記録された公文書」の下に「並びに審査請求に係る意見書又は資料」を加え、同号へ中「行政資料」の下に「並びに審査請求に係る意見書又は資料」を加え、同項第二号口中「開示等」の下に「並びに審査請求に係る意見書又は資料の写しの求め」を加え、同号八中「記録された公文書」の下に「並びに審査請求に係る意見書又は資料」を加え、同号へ中「行政資料」の下に「並びに審査請求に係る意見書又は資料」を加える。

第五条中「次のとおり」を「次に掲げる業務(各地方機関においては、第六号に掲げるものを除く。)」に改め、同条第六号中「決定」の下に「又はこれらについての請求に係る不作為」を加え、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

第九条に次の一号を加える。

四 審査請求に係る意見書又は資料の写し

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前にされた公文書の公開及び自己情報の開示等の可否の決定又はこの告示の施行前にされたこれらについての請求に係る不作為に対する不服申立てについては、なお従前の例による。

○ 県 議 会 議 長 告 示

大分県議会議長告示第一号

大分県議会が管理する公文書の公開等に関する規程(平成十三年大分県議会議長告示第一

号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三十日

大分県議会議長 田 中 利 明

第三条第二項中「財団法人暴力追放大分県民会議(平成三年八月八日に財団法人暴力追放大分県民会議という名称で設立された法人をいう。)」を「公益財団法人暴力追放大分県民会議」に改める。

第三号様式、第四号様式及び第九号様式中「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「~~異議申立~~」に、「~~不作為~~」を「~~不作為~~」に改める。

第十一号様式中「~~公認~~」の次に「又は~~不作為~~」を加え、「~~不服申立て~~」を「~~異議申立~~」に、「~~第16条~~」を「~~第16条第1項~~」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 行政庁の処分又は不作為についての不服申立てであつて、この告示の施行前にされた行政庁の処分又はこの告示の施行前にされた請求に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

大分県議会議長告示第二号

大分県議会が保有する個人情報の保護等に関する規程(平成十四年大分県議会議長告示第三号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三十日

大分県議会議長 田 中 利 明

第四号様式、第五号様式、第九号様式、第十二号様式及び第十六号様式中「60日」を「3箇月」に、「~~異議申立て~~」を「~~審査請求~~」に、「~~対する決定~~」を「~~対する裁決~~」に改める。

「開示決定等 訂正決定等 利用停止等決定等」	を	「開示決定等 訂正決定等 利用停止等決定等」
第十八号様式中 「開示決定等 訂正決定等 利用停止等決定等」	を	「開示決定等 訂正決定等 利用停止等決定等」

「~~審査請求~~」に、「~~第29条~~」を「~~第29条第1項~~」に改める。

附 則

- (施行期日)
- この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。
(経過措置)
 - 行政庁の処分又は不作為についての不服申立てであつて、この告示の施行前にされた行政庁の処分又はこの告示の施行前にされた請求に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

○労働委員会告示

大分県労働委員会告示第二号

大分県労働委員会が管理する公文書の公開等に関する規程（平成十三年大分県地方労働委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三十日

大分県労働委員会会長 須賀 陽 二

第三号様式の注1中「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改め、同様式の注2ただし書中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。
 第四号様式の注1中「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改め、同様式の注2ただし書中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。
 第九号様式の注1中「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改め、同様式の注2ただし書中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。
 第十一号様式中「不服申立て」を「審査請求」に、「第16条」を「第16条第1項」に改める。

附 則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

大分県労働委員会告示第三号

大分県労働委員会が保有する個人情報の保護等に関する規程（平成十四年大分県地方労働委員会告示第五号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三十日

大分県労働委員会会長 須賀 陽 二

第四号様式の注1中「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改め、同様式の注2ただし書中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

平成二十八年三月三十日

第五号様式の注1中「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改め、同様式の注2ただし書中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。
 第九号様式の注1中「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改め、同様式の注2ただし書中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。
 第十二号様式の注1中「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改め、同様式の注2ただし書中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。
 第十六号様式の注1中「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改め、同様式の注2ただし書中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。
 第十八号様式中「不服申立て」を「審査請求」に、「第29条」を「第29条第1項」に改める。

附 則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

○訓 令 甲

大分県訓令甲第二号

大分県法制審議会規程（昭和三十二年大分県訓令第十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三十日

大分県知事 広瀬 勝 貞

第二条第六号中「異議申立、」を削る。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○訓令甲・労働委員会訓令

大分県訓令甲第三号

大分県労働委員会訓令第一号

本 庁
大分県労働委員会事務局

大分県報号外（議長告示・労働委告示・訓令甲・労働委訓令）

平成二十八年三月三十日

大分県報号外（訓令甲・労働委訓令）

四

大分県労働委員会事務局事務決裁規程 昭和四十五年 大分県訓令甲第一号

の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三十日

大分県知事 広瀬 勝 貞

大分県労働委員会会長 須賀 陽 二

別表の三の項の課長の欄第八号中「第十六条」を「第十六条第一項」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同欄第九号中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同表の四の項の課長の欄第二十一号中「第二十九条」を「第二十九条第一項」に改め、同欄第二十二号中「不服申立人等」を「審査請求人等」に、「第二十九条」を「第二十九条第一項」に改め、同欄第二十三号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。